

特定非営利活動法人 SAMGHA 定款

特定非営利活動法人 SAMGHA

【2018年改訂】

目次

目次	1
第1章 総則	4
(名称)	4
(事務所)	4
(目的)	4
(特定非営利活動の種類)	4
(事業の種類)	4
第2章 会員	5
(会員の種類)	5
(入会)	5
(入会費・年会費)	5
(退会)	5
(除名)	5
(拠出金品の不返還)	5
第3章 役員	5
(種別)	5
(職務)	6
(任期)	6
(欠員補充)	6
(解任)	6
(報酬等)	6
第4章 顧問及び、参与	7
(顧問及び参与の設置)	7
(顧問及び参与の職務)	7
第5章 総会	7
(種別)	7
(構成)	7
(権能)	7
(開催)	7
(招集)	7
(議長)	8
(定足数)	8
(議決)	8
(書面表決権等)	8

(議事録)	8
第6章 理事会	8
(構成)	8
(権能)	8
(開催)	9
(招集)	9
(議長)	9
(定足数)	9
(議決)	9
(表決権等)	9
(理事会の議事録)	9
第7章 資産及び会計等	10
(資産の構成)	10
(資産の区分)	10
(資産の管理)	10
(経費の支弁)	10
(会計の区分)	10
(事業計画及び予算)	10
(予備費の設定及び予算)	10
(暫定予算)	10
(事業報告及び決算)	11
(長期借入金)	11
(事業年度)	11
第8章 運営組織	11
(事務局)	11
(書類及び帳簿の備置き)	11
(部会及びプロジェクト・チーム)	11
第9章 定款の変更、解散及び合併	11
(定款の変更)	11
(解散)	11
(合併)	12
第10章 雑則	12
(公告の方法)	12
(委任)	12
附則	12
入会金及び年会費に関する規定	14
(入会金)	14
(年会費)	14

(年会費の支払い時期)	14
(新入会員の入会金及び年会費の支払い時期)	14
(年度途中で退会する会員の年会費の扱い)	14
(年度途中に入会する会員の年会費の扱い)	15
(再入会する場合の入会金の扱い)	15
(休会)	15
附則	15

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SAMGHA という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、邦楽の1分野である「聲明」を普及することにより、失われつつある当分野の継承と社会性の確立を促し、日本伝統文化の保護として広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 聲明に係る国内外に於ける公演活動
 - ② 聲明に係る講習会、セミナー、ワークショップ、勉強会の開催、運営
 - ③ 聲明に係る書籍、CD、ビデオ、DVD等の販売
 - ④ その他この法人の目的達成に必要と認める事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 印刷、デザイン事業
 - ③ 情報処理事業
 - ④ 電子出版物の企画、制作、販売事業
 - ⑤ インターネットを利用した通信提供サービス及び通信販売事業
 - ⑥ ホームページの企画、制作及び管理事業
 - ⑦ コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売及び賃貸事業
 - ⑧ 広告代理業並びにコンピューターを利用した情報提供サービス事業
 - ⑨ 公演、講習会、セミナー等の企画、運営事業
 - ⑩ 前各号に附帯する一切の事業

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、第1号の正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 活動会員 この法人が運営する各種事業に協力する個人又は団体
- (入会)

第7条 正会員、活動会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。代表は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会費・年会費)

第8条 正会員、活動会員又は賛助会員は、理事会において別に定める入会費・年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡もしくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 継続して2年目の通常総会までに年会費を滞納し続けたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会費、年会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とし、常務理事若干名を置くことができる。

3 理事は、理事会において選任し、監事は総会で選任する。

4 代表、副代表は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 13 条 代表は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順位によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず任期の末日において後任の監事が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 17 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 報酬に関し必要な事項、費用弁償に関しては理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第4章 顧問及び、参与

(顧問及び参与の設置)

第18条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の意見を聴いて代表が委嘱する。

(顧問及び参与の職務)

第19条 顧問は、代表の諮問に応ずる。

- 2 参与は、代表の要請に応じて助言する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任及び役員の解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定に基づいて招集したとき

(招集)

第24条 総会は、代表が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等により、会議の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 27 条 総会における決議事項は、第 24 条第 3 項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決権等)

第 28 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議の出席者の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人が議長とともに記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の場合には請求があった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、審議事項、日時及び場所を示した書面又は理事があらかじめ申し出た方法により、理事会の日の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における決議事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人と議長が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会費、会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び予算は、毎年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び予算)

第 45 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費の使用をするときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 第 44 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 か月以内に代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算に剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 48 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 運営組織

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局次長は、理事の中から代表が任免し、事務局員は、会員の中から事務局長の推薦のあった者を代表が委嘱する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 51 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(部会及びプロジェクト・チーム)

第 52 条 この法人の活動を円滑に行うため、部会を設置する。また必要に応じてプロジェクト・チームを編成することができる。

2 部会及びプロジェクト・チームの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項の規定に基づき、大阪府に譲渡するものとする。

（合併）

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 雑則

（公告の方法）

第 56 条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

（委任）

第 57 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

- 1 代 表 井川 智雄
- 2 副代表 山口 浩司
- 3 副代表 目黒 寿典
- 4 常務理事 河野 一郎
- 5 理 事 小紫 光慈
- 6 理 事 石川 太郎
- 7 監 事 佐伯 公応

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会費	正会員（個人）		20,000 円
年会費	正会員（個人）		20,000 円
入会費	賛助会員（個人）		5,000 円
年会費	賛助会員（個人）	1 口以上（1 口	5,000 円）
入会費	賛助会員（団体）		10,000 円
年会費	賛助会員（団体）	1 口以上（1 口	50,000 円）
入会費	活動会員（社会人）		5,000 円
年会費	活動会員（社会人）		5,000 円
入会費	活動会員（団体）		5,000 円
年会費	活動会員（団体）		5,000 円
入会費	活動会員（学生）		5,000 円
年会費	活動会員（学生）		0 円

附則 第 5 6 条ただし書きの規定は、法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定の施行の日から施行する。

入会金及び年会費に関する規定

特定非営利活動法人 SAMGHA の入会金及び年会費に関する規定を下記の通り定める。

(入会金)

第 1 条 入会金の種別を次の通り分類し、下記の金額をそれぞれ定める。

① 正会員	10,000 円
② 賛助会員 (個人)	0 円
③ 賛助会員 (団体)	10,000 円
④ 活動会員 (個人)	0 円
⑤ 活動会員 (団体)	5,000 円

(年会費)

第 2 条 年会費の種別を次の通り分類し、下記の金額をそれぞれ定める。

① 正会員	20,000 円
② 賛助会員 (個人) 1 口	5,000 円
③ 賛助会員 (団体) 1 口	50,000 円
④ 活動会員 (個人)	5,000 円
⑤ 活動会員 (団体)	5,000 円

(年会費の支払い時期)

第 3 条 会員は当該事業年度の年会費を所定の手続きに基づき支払うものとする。

2. 事務局は、毎年 4 月 30 日までに当該年度の年会費の請求書を全会員に送付するものとする。

(新入会員の入会金及び年会費の支払い時期)

第 4 条 新たに入会した会員は、代表が入会を承認した翌月の末日までに所定の入会金及び当該年度の年会費を支払うものとする。

2 事務局は、入会承認後速やかに入会金及び年会費の請求書を当該会員に送付するものとする。

3 新たに入会する会員の登録は、代表が入会を承認した日をもってこれを行う。ただし、本条第 1 項に定められた期日までに所定の入会金及び年会費の入金がない場合は、理事会の議決を得て、当該会員の登録を抹消できるものとする。

(年度途中で退会する会員の年会費の扱い)

第 5 条 退会する会員の既納の入会金及び年会費は、これを返還しない。

(年度途中に入会する会員の年会費の扱い)

第 6 条 毎事業年度の途中で新たに入会する会員の年会費は、代表が入会を承認した日が 10 月 1 日以降であれば、次年度よりの請求とし、当年の年会費は免除する。

(再入会する場合の入会金の扱い)

第 7 条 一度退会した会員があらためて入会する場合は、理事会の承認を得てその入会金を免除することができる。

(休会)

第 8 条 会員がやむを得ない事情により、会員としての活動を休止したい旨の申し出があった場合は、理事会の議決を経てその会員を休会とすることができる。

2 休会中のその会員の年会費は、これを免除する。

3 休会中の会員より会員としての活動再開の申し出があったときは、理事会の議決を経てこれを承認する。休会解除後の年会費は、第 6 条の規程に準ずる。

附則

1 本規程は、2011 年 4 月 19 日より適用する。